

第54回山梨県環境保全審議会（平成31年3月25日開催）

情報提供(1)資料

山梨県立自然公園条例施行規則 の改正について

みどり自然課

山梨県立自然公園条例施行規則の一部改正について

1 背景等

平成30年4月、自然公園法施行規則の一部が改正され、国立・国定公園特別地域内（特別保護地区及び第1種から第3種特別地域）における許可又は届出を要しない行為及び同普通地域内における届出を要しない行為が追加されました。（同年5月10日施行。）

これは、希少野生動植物の保護や特定外来生物による生態系等に係る被害に対する対策を迅速に進める必要性が高まってきたことが背景にあります。

山梨県立自然公園条例は、自然公園法と同様の目的を山梨県立自然公園（南アルプス巨摩自然公園、四尾連湖自然公園）において達成しようとするもので、同施行規則では法施行規則と同様の規定を設けています。

こうしたことから、風致景観を維持しつつ、これらの対策を進めていく必要があることから、条例施行規則についても、国立・国定公園と同様の考え方に基づく所要の改正を行います。

2 施行期日

公布と同時に施行

（平成31年3月下旬を予定）

3 改正内容

（1）特別地域内における許可又は届出を要しない行為の追加（第18条）

- 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する「認定保護増殖事業等」及び山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例に規定する「認定保護管理事業等」の実施のために行う以下の行為
 - ・必要な工作物を設置すること
 - ・木竹を伐採すること
 - ・標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること
 - ・環境大臣が指定する植物を採取し、又は損傷すること
 - ・動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること
 - ・動物を放つこと
- 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に規定する特定外来生物の防除の目的で行う以下の行為
 - ・カメラを設置すること
 - ・標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること
- 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐためにカメラを設置し、又は柵、金網その他必要な施設を新築し、改築し又は増築すること

- 電波法に規定する無線設備を改築し、又は増築すること
- 既存の電線、電話線又は通信ケーブルを既存の規模を超えない範囲で張り替えること
- 電柱に付帯する変圧器を既存の規模を超えない範囲で交換すること
- 支持物から他の支持物を経ずに需要場所の引込口に至る電線、電話線及び通信ケーブルを設置すること
- 境界標を設置すること
- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定により県が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業等として鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること

（2）普通地域内における届出を要しない行為の追加（第21条）

- 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する「認定保護増殖事業等」及び山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例に規定する「認定保護管理事業等」の実施のために行う以下の行為
 - ・必要な工作物を設置すること
 - ・標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること
- 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に規定する特定外来生物の防除の目的で行う以下の行為
 - ・カメラを設置すること
 - ・標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること
- 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐためにカメラを設置し、又は柵、金網その他必要な施設を新築し、改築し又は増築すること
- 電波法に規定する無線設備を改築し、又は増築すること
- 既存の電線、電話線又は通信ケーブルを既存の規模を超えない範囲で張り替えること
- 電柱に付帯する変圧器を既存の規模を超えない範囲で交換すること
- 支持物から他の支持物を経ずに需要場所の引込口に至る電線、電話線及び通信ケーブルを設置すること
- 境界標を設置すること

4 周知または経過措置期間の設定

- 許可又は届出を要しない行為の追加である。（規制緩和）
- 環境省では自然公園法施行規則の改正に伴い周知期間を設けていない。



本条例施行規則の改正にあたり、公布日から施行します。

